

## 消防用設備等の工事を行うときの必要な手続等について

テナント入れ替えなどで、消防用設備等の工事を行う際には、消防法や広島市火災予防条例により、必要とされている届出を行い、消防法に適合し、火災予防上安全であるか否かの検査を受けてから建物（防火対象物）を使用することが定められています。

下記のフローチャートをよく確認し、必要な届出等を行い、消防署のチェックを受けてください。

なお、工事内容等によっては、工事整備対象設備等着工届（通称「着工届」）等が省略できる場合がありますので、詳細は管轄の消防署の予防課へご相談ください。

スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備等の工事を行うときは、工事着手の**10日前まで**に次の届出の提出が必要です。

□ 工事整備対象設備等着工届（法第17条の14）

※ 届出の義務がある者：甲種消防設備士

（消防用設備等の工事を行うことができる一定の資格を有する者）

工事開始

工事完了

消防用設備等の工事完了から

**4日以内**に提出

□ 消防用設備等設置届（法第17条の3の2）

※ 届出の義務がある者：防火対象物の関係者  
（所有者・管理者・占有者）

建物（防火対象物）の使用を開始する

**7日前まで**に提出

□ 防火対象物使用開始届（条例第55条）

※ 届出の義務がある者：防火対象物の関係者  
（所有者・管理者・占有者）

消防機関の検査

検査済証の交付

検査結果通知書の交付

建物の使用開始

凡例：法＝消防法、条例＝広島市火災予防条例